

11月定例教育委員会会議

(議案)

議案第 68 号

美祢市教育委員会行政組織規則の一部改正について

美祢市教育委員会行政組織規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

美祢市教育委員会行政組織規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表及び別表第 2 中「、秋吉学校給食共同調理場」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美祢市教育委員会行政組織規則の規定は、令和 7 年 8 月 25 日から適用する。

美祢市栄光賞授与要綱の一部改正について

美祢市栄光賞授与要綱（平成 24 年美祢市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 11 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市栄光賞授与要綱の一部を改正する訓令

美祢市栄光賞授与要綱（平成 24 年美祢市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「団体」の次に「若しくは当該団体に属する個人」を加え、同条第 2 項第 4 号中「成績以上又は同等」を「成績と同等以上」に改める。

第 3 条第 2 項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 6 条中「、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する授与対象者に関するものは、教育委員会事務局学校教育課において処理し、第 2 条第 1 項第 2 号に規定する授与対象者に関するものは」を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。